

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年9月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>【概要】 予防接種法(昭和23年法律第68号)並びに新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、各種予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務をそれぞれ行う。</p> <p>【内容】 ①接種対象者の確認 ②接種実施記録 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ④番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、同システムを使用した接種記録等の管理及び他市町村(特別区を含む。以下同じ)への接種記録の照会・提供を行う。 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一項番10及び93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番第16の2、16の3及び115の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、16の3、17、18、19及び115の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	保健所感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保健所感染症対策課 住所: 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話: 0246-27-8595

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5②所属長	地域保健課長 相原 好子	地域保健課長 吉野 優子	事後	
平成31年2月12日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2、16の3、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条	事後	
平成31年2月12日	I 5②所属長	地域保健課長 吉野 優子	地域保健課長	事後	
平成31年4月1日	I 5②部署	保健福祉部保健所地域保健課	保健福祉部保健所総務課	事後	
	I 5②所属長	地域保健課長	保健所総務課長	事後	
	I 8連絡先	保健福祉部保健所地域保健課 住所：〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話：0246-27-8559	保健福祉部保健所総務課 住所：〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話：0246-27-8555	事後	
	I 1②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、各種予防接種に関する事務をそれぞれ行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)並びに新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、各種予防接種に関する事務をそれぞれ行う。	事前	法改正に基づく追記
	I 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	法改正に基づく追記
	I 4② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3、17、18、19項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条、	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3、17、18、19項、115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条、第59条の2	事前	法改正に基づく追記
令和3年9月1日	I 4② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番第16の2、16の3及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、16の3、17、18、19及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条、第59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、17、18、19項、115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条、第59条の2	事前	法改正に基づく修正

